

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立池上小学校
校長 寶來 生志子

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても、「緊急受入れ」「校庭開放」については実施します。また、児童の学習や生活の様子を把握するために学校から連絡等を行います。また、ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行います。ご活用いただくようお願いします。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

○臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 緊急受入れ実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）

8:15～13:50

○緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」です。

○1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。

○筆記用具と自習するためのドリルや読書用の本等は、ご家庭で用意しお子さんに持たせてください。

○昼食を持たせてください。

○登校後、体調不良が認められる場合は、お知らせいただいた緊急連絡先へ連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。

○早退する場合は、安全面を考慮して保護者のお迎えをお願いします。

○児童はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

○この間の参加を希望される方は、参加初日に、連絡帳等に **〈緊急受入れを希望する理由〉 〈希望日〉 〈緊急連絡先〉** を記入し、お子さんに持たせてください

3 校庭開放実施日 5月11日（月）～5月29日（金） 10:30受付 12:00下校

○全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。

○汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、一人で遊べる道具（なわとび等）を持たせてください。ゲーム機、携帯電話・スマートフォン、お菓子など持ってきていけないものは日常の学校生活と同じです。

○できるだけ一人で登下校しないようにご配慮ください。

◇緊急受け入れ・校庭開放共通

- 1年生は、保護者の方の送迎など、安全に登下校できるようご配慮をお願いいたします。
- 登校前に必ず健康観察を行い、その結果を健康観察票等に記入してお子さんに持たせてください。忘れた場合や体調不良が認められる場合、受け入れはできません。
- ※「緊急受け入れカード」「健康観察票」は、学校 Web ページに掲載しています。ご家庭での印刷が難しい場合は、同じ内容を連絡帳等に記入して、お子さんに持たせてください。

4 児童の心身の状態の把握について

- 本校では、感染拡大防止のため、また防犯面・安全面から、横浜市電子申請システムを利用し、児童の学習や生活の様子を把握させていただきます（メール配信でお知らせします）。また、ご希望がある方には、電話連絡等をいたします。
- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡（電話045-471-9052）ください。

5 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。t v k（テレビ神奈川）による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyoikukoho/200410dogahaishin.html>

6 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごさよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

<健康面>

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合（関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む）、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

<生活面>

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適宜体を動かすことも大切であること
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

7 6月1日（月）以降について

6月1日（月）以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。